

小・中学生の
保護者対象

家庭教育に関する保護者学習会を
行う地域グループに

活動経費を助成します！

家庭の教育力パワーアップ事業

《 令和7年度に活動をする地域グループを募集中 》

募集〆切 令和7年5月8日(木)

例えばこんな活動に助成します！



保護者学習会(必須)

思春期の子どもとの関わり方
免疫力を上げる食事のとり方
絵本の読み聞かせ方
進路学習 など

保護者交流会

不登校、発達障がいなど
テーマ毎の意見交換会

親子体験活動

親子キャンプ など

助成グループからはこんな声が届いています！

孤立した状況の中で子育てに不安を感じている
多くの保護者が繋がりを持つことができました。

専門の講師と学習会をするうちに、子どもへの理解が
増し、親も子も成長することができました。

地域や学校との連携があり、情報交換で助けられてます。

受け身で学ぶだけではなく、自分たちも
対話の大切さを伝えられるようになりました。



子育ての悩みを共有して、解決してみませんか？

詳しい内容は裏面へ！

1. 事業内容

(1) 事業目的

保護者同士や地域とのつながりの中で、家庭教育の重要性について理解を深め、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、保護者として成長しようとする活動を支援し、家庭の教育力の向上を図ることを目的としています。

(2) 対象グループ

募集の対象となるのは、次の①～③のすべてを満たすグループです。

- ① 「(1) 事業目的」に掲げる目的を達成するために活動を行っていること
- ② 原則として小・中学生の保護者を中心とした10人以上の会員で構成されていること
- ③ 会員は市内に居住する者であり、かつ、活動が主として市内で行われていること

(3) 対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 対象事業

- ① 家庭教育に関する保護者学習会（必須、年2回以上）、保護者交流会、親子体験活動 など
 - ② 福岡市及び福岡市が補助している団体などの補助制度の適用を受けていない事業
- ※活動は、年間を通して行ってください。

2. 助成限度額及び助成対象経費

(1) 助成対象経費

事業実施に必要な経費（講師謝礼、材料費、保険料、会場使用料など）

(2) 助成限度額

助成対象経費の5分の4以内で、30万円を限度とする額

※助成グループが多い場合は、助成額（上限30万円）が減額される場合があります。

※対象事業によって条件や制限があります。

3. 助成金交付申請

(1) 申請締切

令和7年5月8日（木）（必着）

(2) 申請方法

申請締切までに下記の必要書類を福岡市地域の教育力育成・支援協議会に提出してください。

詳しくは「家庭の教育力パワーアップ事業のてびき（令和7年度）」をお読みください。

(3) 必要書類

- ① 助成金交付申請書（様式【家】第1号）
 - ② 事業計画書（様式【家】第2号 その1～その4）
 - ③ 地域グループの会則
 - ④ その他、福岡市地域の教育力育成・支援協議会が必要と指定する書類
- ※てびき及び必要書類の様式などの電子データは市HPからダウンロードしてください。
（希望される方には紙の様式を送付します。）

▼ホームページ

○福岡市教育委員会のホームページから

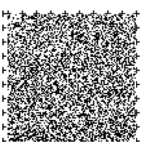
「生涯学習・人権教育」→「人権教育」→「家庭の教育力パワーアップ事業」

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/jinkendowa/ed/01.html>



▼音声コード

Uni-Voice



福岡市地域の教育力育成・支援協議会

〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号

（福岡市役所行政棟11階 教育委員会人権・同和教育課内）

☎ 711-4645 📠 733-5538 ✉ jinkendowa.BES@city.fukuoka.lg.jp